

議案第 62 号についてです。

本条例の一部改正の中心は、1 つは、住民税における住宅ローン特別控除の創設を行おうとするものです。今年度から 5 年間、住宅を購入しローンを組んだもので、10 年間にわたり住宅ローン控除可能額に対して、所得税を控除しきれなかった額を個人住民税から控除する制度で、多くの国民が望んでいることです。しかし、中心点のもう 1 つ、上場株式等の配当及び譲渡益の個人住民税の課税について、引き続き 3 年間住民税を軽減し、所得税と合わせ、税率 20% を半分の 10% に軽減しようとする改正が問題であります。国において新政権による来年度予算に向けて、税制のあり方が議論されていますが、新政権においても、これまでの、大企業・大資産家減税という大きな流れを見直すという議論にはなっていないのは残念です。

これと同じもので、今回も、株式譲渡益や配当に対する課税は 10% に軽減するが、その一方で、銀行利子に対する課税は 20%、所得税・住民税の最高税率は 50% のままであります。米国では 25% だった証券税制を 30% に引き上げようとしています。やはり、くらしが大変なときほど、力のある人が負担する方向に国の形を変えなければ、財源も結果として生まれてこないということとなり、そうした問題も含まれているということをお知らせし、反対するものです。